

宇都宮大学工学部・工学研究科各種委員会の運営に関する内規

制 定 平成18年12月26日
一部改正 平成20年2月19日
〃 平成22年5月25日

(趣旨)

第1条 本内規は、工学部・工学研究科教授会内規第7条第1項の規定に基づき設置される工学部・工学研究科の各種委員会（以下「各種委員会」という。）の運営に関して共通の事項を定める。

（委員長候補・副委員長候補）

第2条 各種委員会について、研究科長が年度当初までに委員長候補及び副委員長候補を指名する。

（第1回委員会）

第3条 第1回委員会開催の招集は委員長候補が行う。

2 第1回委員会において委員長候補を議長として委員長及び副委員長を選出する。

（専攻選出委員）

第4条 各種委員会において、学際先端システム学専攻以外の前期課程専攻から選出される委員は、当該専攻を代表するとともに、工学部・工学研究科教育研究組織内規第23条で規定される当該専攻の関係学科を代表する。

（各系選出委員）

第5条 工学部・工学研究科教授会を構成する教員は機械系、電気系、化学系、建設系、情報系のいずれかの系に区分されるものとし、各系への区分は以下の通りとする。

2 主担当として担当する学科がある教員は、担当学科により区分される。

- 一 機械システム工学科担当教員は機械系
- 二 電気電子工学科担当教員は電気系
- 三 応用化学科担当教員は化学系
- 四 建設学科担当教員は建設系
- 五 情報工学科担当教員は情報系

3 主担当として担当する学科はないが、次の前期課程専攻を担当する教員については、担当専攻により区分される。

- 一 機械知能工学専攻担当教員は機械系

- 二 電気電子システム工学専攻担当教員は電気系
 - 三 物質環境化学専攻担当教員は化学系
 - 四 地球環境デザイン学専攻担当教員は建設系
 - 五 情報システム科学専攻教員は情報系
- 4 前2項により区分できない教員については、その専門分野により区分する。
- 5 各種委員会において、系から選出される委員は、本条で規定される系から選出される委員とする。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年7月1日から施行する。